

静岡駅北口地下広場イベントスペース利用要領

令和4年6月1日 改正

1. 趣 旨

地下広場内で行おうとするイベント（以下「地下イベント」という。）に伴うスペースの利用に当たり、当該地下イベントが以下の要件を満たす場合においては、地域の活性化や都市における賑わい創出等の観点から弾力的な判断を行うことにより、施設管理者として当該地下イベントを支援するものとする。

2. 要 件

(1) 地下イベントの目的

地下イベントは、地域の活性化や都市における賑わい創出等の観点から、国・地方公共団体及び地域住民・団体等が一体となって取り組むもの（地下イベントについて、国・地方公共団体が実施するものでない場合や国・地方公共団体が協議会等に参加していない場合であっても、地域住民・団体等が一体となって取り組み、かつ、国・地方公共団体が、地域の活性化等の観点から当該地下イベントを支援するもの（支援する理由及び内容並びに当該地下イベントに係る利用内容に関する意見を利用依頼協議書に付しているもの、以下「副申書」という。）を含む。）であること。

(2) 利用主体

地下イベントに伴う利用は、以下のいずれかの者が一括して利用するものであること。

ア 国・地方公共団体

イ 国・地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等

ウ 国・地方公共団体が支援する地下イベントの実施主体

エ その他、市長が特に認めたもの

(3) 利用の場所（別紙参照）

ア 広場の構造又は歩行者交通に著しい支障を及ぼさない指定箇所とする。

イ 広場内は、歩行者交通量が多いため、地下イベントの実施に当たっては十分な歩行空間の確保（3.5 m以上）が必要であることから、見学者等の溜まりを含めた利用制限区域を指定する。

(4) 使用物件の構造

地下広場の構造に支障を及ぼさないものであり、かつ、周辺の景観、美観等を妨げるものでないこと。

3. 利用の条件

利用の承諾回答に当たっては、利用承諾を行うに際しての一般的な条件のほか、必要に応じて別途、条件を付することとする。

- (1) 歩行者の安全通行を確保すること。
- (2) イベント実施に伴い発生する音について、周辺の迷惑にならないよう配慮すること。
- (3) イベント終了後は、広場の清掃を行い、原状回復すること。
- (4) 実施期間中において通路の要所へ交通誘導員を配置すること。
- (5) イベントでは火気の使用は厳禁とする。
- (6) 危険物品の持ち込みは禁止とする。
- (7) 実施期間中、使用物件の夜間警備は、利用者の責任において行うこと。
- (8) 緊急時は速やかに利用を中止し、歩行者等の適切な誘導に努めること。
- (9) 災害時に対応できる消火及び避難誘導責任者を配置し、施設内消火器確認及び利用時監視に努めること。
- (10) イベント等を開催する時は、次の場合を除き「催物開催届出書」を葵消防署長に届出をしなければならない。
啓発活動・ビラ配り・その他、葵消防署長が不要と認めたとき。
- (11) 利用承認後、イベントを中止することとなった場合は、速やかに「利用承認取消申請書」を提出すること。
- (12) 利用者が条件に違反したときは、利用中であっても利用を中止することがある。
なお、この場合利用者に損害が生じても本市はその補償をしないものとする。
- (13) 利用者は利用物件を損傷した場合、速やかに本市に報告し、利用者の責任において原状復帰しなければならない。
- (14) 利用者は、イベントスペースの利用により損害が発生した場合、利用者の責任において賠償しなければならない。
- (15) その他、関係法令等を遵守すること。
- (16) 「2. 要件」のうち、「(1) 副申書」は、「(2)利用主体」に掲げるイ、ウ、エについて添付すること。ただし同一年度内に限り、複数回同一内容で催事を開催する場合、2回目以降は副申書の添付を省略できるものとする。

※ その他、管理者が必要とする条件を利用内容に応じ付すこととする。

4. 利用申請の手順

(1) 電話による相談・仮予約

イベントの実施日時、実施内容について協議する。

(相談先：まちは劇場推進課 TEL054-221-1229)

(2) イベント内容の事前協議

イベント開催の2カ月前までに、「企画書」、「構造図」、「平面図」、「工程表」等により、利用目的・利用方法について協議する。

(3) 「利用申請書」の提出

事前協議後、イベント開催日の1か月前までに「静岡駅北口地下広場イベントスペース利用申請書（別紙1）」を提出する。

(4) 「利用承認書」の送付

市から申請者に「静岡駅北口地下広場イベントスペース利用承認書（別紙2）」を送付する。

(5) 「催物開催届出書」の提出（葵消防署）

申請者は「催物開催届出書」をイベント開催日の1週間前までに、葵消防署長に提出する。なお届出時に、「静岡駅北口地下広場イベントスペース利用承認書」を添付すること。

(6) 「利用承認取消申請書」の提出

申請者は、利用承認後イベントを中止することとなった場合は、速やかに「静岡駅北口地下広場イベントスペース利用承認取消申請書（別紙3）」を提出する。